

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月27日

【会社名】 日本プロセス株式会社

【英訳名】 Japan Process Development Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上石 芳昭

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(5408)3351

【事務連絡者氏名】 取締役財務統括 坂巻 詳浩

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03(5408)3351

【事務連絡者氏名】 取締役財務統括 坂巻 詳浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年8月24日開催の当社第51期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年8月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款第16条（員数）を7名以内から9名以内に変更するものであります。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、大部仁、上石芳昭、多田俊郎、松岡仁、坂巻詳浩、東智、諸星信也及び一瀬益夫の8名を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、山本秀博及び石橋克郎の2名を選任するものであります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役報酬等の額は、平成2年8月30日開催の定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と承認されているが、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること、取締役（社外取締役に除く）に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額25百万円以内とすること及び第2号議案が承認可決されると、取締役は8名（うち社外取締役2名）となる取締役（社外取締役に除く）に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬を決定するものであります。

第5号議案 取締役退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第2号議案及び第4号議案の承認可決を条件として、取締役の退職慰労金制度廃止に伴い、第2号議案により重任された取締役5名に對し、就任から制度廃止までの在任期間に對する退職慰労金を、当社所定の基準に従い打ち切り支給すること、その支給の時期につきましては、対象となる取締役の退任時とすること及び具体的な金額、方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	73,771	271	0	(注1)	可決 99.63
第2号議案 取締役8名選任の件					
大部 仁	73,829	213	0	(注2)	可決 99.71
上石 芳昭	73,844	198	0		可決 99.73
多田 俊郎	73,952	90	0		可決 99.88
松岡 仁	73,952	90	0		可決 99.88
坂巻 詳浩	73,775	267	0		可決 99.64
東 智	73,952	90	0		可決 99.88
諸星 信也	73,772	270	0		可決 99.64
一瀬 益夫	73,782	260	0		可決 99.65
第3号議案 補欠監査役2名選任の件				(注2)	
山本 秀博	73,954	88	0	可決 99.88	
石橋 克郎	73,695	347	0	可決 99.53	
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	73,874	168	0	(注3)	可決 99.77
第5号議案 取締役退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	73,763	279	0	(注3)	可決 99.62

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席株主の議決権の過半数の賛成によります。
 3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上